

## 淡路島観光戦略会議設置要綱

### (目的)

第1条 淡路島の総合的な観光振興方策を効果的に推進するため、淡路島観光戦略会議（以下「会議」という。）を設置し、もって淡路島の地域経済を牽引する観光産業の更なる発展と、観光振興を通じて地域住民の豊かな暮らしが将来にわたって持続できる元気な淡路島の実現を図る。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 淡路島総合観光戦略（以下「観光戦略」という。）の策定に関すること
- (2) 観光戦略に基づく重要な取組の企画及び決定に関すること
- (3) 観光戦略に基づく重要な取組の成果の検証に関すること
- (4) その他観光戦略の策定及びその効果的な推進に当たって必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる役職に就く者を構成員として組織する。

### (会議)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は兵庫県淡路県民局長、副会長は淡路島市長会会長及び一般社団法人淡路島観光協会会长とする。
- 3 会長は、会議を統括し、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 5 会議は、会長が招集する。
- 6 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 7 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の意見を求めることができる。
- 8 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

### (策定会議)

第5条 第2条第1号の観光戦略を策定するに当たり、調査及び検討を行うため、観光戦略策定会議を設置する。

- 2 策定会議に関する事項は、会長が別に定める。

### (幹事会)

第6条 会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に関する事項は、会長が別に定める。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、兵庫県淡路県民局及び一般社団法人淡路島観光協会が共同して行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。
- 2 第4条第5項の規定にかかわらず、最初の会議の招集は、兵庫県淡路県民局長が行う。

別表（第3条関係）

役 職
兵庫県淡路県民局長
洲本市長
南あわじ市長
淡路市長
一般社団法人淡路島観光協会会長